

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

2000 年に 45,486 人であった人口は、2010 年に 41,469 人、2020 年には 36,158 人と減少しており、国の研究機関の調査によると、2040 年の人口は 24,194 人程度になると推測されている。また、2045 年には年少人口（0～14 歳）が 10%未満、生産年齢人口（15～64 歳）が 45%未満になると推測されており、少子・高齢化の進行と労働力不足に伴う産業の低迷が懸念されている。

区分		2000 年	2010 年	2020 年	2030 年 (予想)	2040 年 (予想)	2045 年 (予想)
総人口		45,486	41,469	36,158	30,030	24,194	21,508
年齢別人口	年少人口 (～14 歳)	5,910	4,828	3,741	2,821	2,090	1,833
	生産年齢人口 (15～64 歳)	27,378	23,145	17,485	13,782	10,602	8,995
	高齢者人口 (65 歳～)	12,188	13,480	14,828	13,427	11,502	10,680
	後期高齢者人口 (75 歳～)	5,320	7,447	8,043	8,923	7,545	6,647
年齢別割合 (%)	年少人口 (～14 歳)	13.0	11.6	10.3	9.4	8.6	8.5
	生産年齢人口 (15～64 歳)	60.2	55.8	48.4	45.9	43.8	41.8
	高齢者人口 (65 歳～)	26.8	32.5	41.0	44.7	47.5	49.7
	後期高齢者人口 (75 歳～)	11.7	18.0	22.2	29.7	31.2	30.9

(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』)

【産業構造及び中小企業者の実態等】

本市では、基幹産業である醸造業、造船業を中心とする地域資源を活かした伝統的産業によって地域経済が支えられてきた。また、温暖多雨な気候を生かした農業も盛んで、臼杵市土づくりセンターで製造する草木を主原料とした完熟堆肥「うすき夢堆肥」による土づくりを基本とした環境保全型農業・有機農業を強く推進している。そ

の他、城下町の名残が残る商店街を中心として、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業など様々な業種が混在している。

平成 28 年経済センサス活動調査によると、全産業における本市の事業所数は 1,739 事業所となっており、そのうち、卸売業、小売業が 27.7%と最も大きな割合を占め、次いで宿泊業、飲食サービス業が 11.7%となっている。しかしながら、令和 3 年経済センサス活動調査における本市の事業所数は 1,524 事業所と 12.3%の減少となっており、今後も進行する少子高齢化や労働力不足などの厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業の労働生産性の向上を図る必要がある。

(出展：平成 28 年経済センサス活動調査、令和 3 年経済センサス活動調査)

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業の生産性向上を図ることを目指す。具体的な目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、本計画は設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることを目的としているため、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電設備等に関しては、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む。）であって、市内に所在する事業所等（従業員などが常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象となる地域は、臼杵市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業やサービス業など多岐に渡っていることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象となる業種及び事業については、全

業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 臼杵市税を滞納していないこと。
- ・ 先端設備等の導入は労働生産性の向上を図るためのものであり、人員削減を目的としたものでないこと。
- ・ 公序良俗に反するもの及び反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象から除く。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。